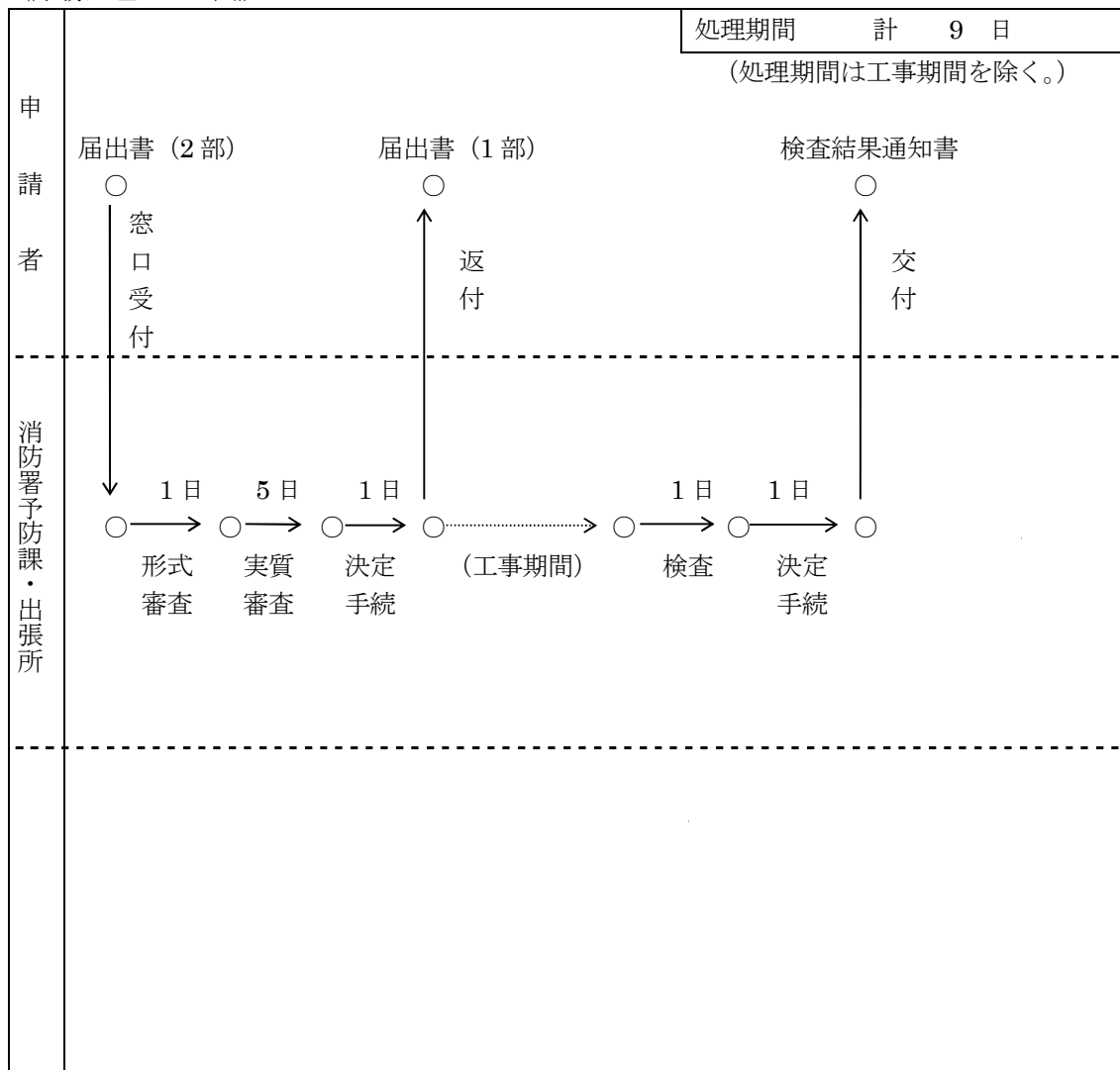


# 事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部危険物課保安規制係 電話 3212-2111

事務名 放電加工機の設置届出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	届出書の内容について、火災予防条例の規定に適合しているかどうかを審査します。
3	決定手続	届出内容の審査結果に基づく指導事項について決定します。
4	返付	届出書の1部を届出者に返付します。 なお、指導事項がある場合は、届出者に通知します。
5	検査	放電加工機の使用を開始する前に、届出の内容どおりで火災予防条例の規定に適合しているかどうかを検査します。
6	決定手続	検査の結果に基づく指導事項について決定します。
7	交付	検査結果通知書を交付します。 なお、指導事項がある場合は、届出者に通知します。